②　当該施工実績が適切なものであること。

ただし、①及び②は同一工事での施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記①の施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

③　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうち何れか１社が、上記①から②までの要件を満たしていること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

①　以下の条件のいずれかを満たす者であること。

ⓐ　機械器具設置工事業に係る建設工事に関し、機械工学又は電気工学又は建築学に関する学科卒業後、高等学校（旧実業高校を含む。）においては５年以上、高等専門学校（旧専門学校を含む。）及び大学（旧大学を含む。）においては３年以上の実務経験を有する者。

ⓑ　機械器具設置工事業に係る建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者。

ⓒ　下記の資格を有するものであること。技術士（機械部門）又は総合監理部門（選択科目を「機械部門」とするものに限る。）の資格を有する者。

②　平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

㋐　延長2000m以上の道路トンネルにおいて、トンネル非常用設備（消火栓設備）の新設、増設、又は更新工事（配水管敷設のみは除く）の施工経験。

㋑　当該施工経験が適切なものであること。

ただし、㋐及び㋑は同一工事での施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記㋐の施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋑「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、うち１人が上記①及び②の要件を満たしていること。また、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑹　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、⑴及び⑹の要件を満たしていること。

⑽　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

指定テーマ：栗子トンネルにおけるトンネル消火設備の製作据付における品質向上について配慮すべき事項

⑵　総合評価の方法

①　標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術提案（上記⑴②。）の内容に応じ、上記⑴①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術提案の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は60点とする。

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価

標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、上記②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

㋑　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線（2526）

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）

交付期間は、別表１①に示す期間。なお、本工事の製作工・据付工の一部の歩掛（参考資料（歩掛））については、入札説明書に記載する日に配布する。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記⑴の担当部局へその旨申し出ること。

⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法　申請書及び確認資料は、別表１②に示す期日までに電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は上記⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出することもできる。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法　入札の締切は、別表１③に示す期日。入札は電子入札システムにより行うこと。ただし、承諾を得た場合は上記⑴の担当部局に持参、郵送又は託送により提出することもできる。開札は、別表１④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。